

## 全国水平社創立 100 周年と排除のない社会

部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権確立を目指して、奈良県内の地方自治体、労働組合、民主団体、宗教団体、企業等の機関・団体及び個人をもって構成されている「部落差別等撤廃と人権確立を目指す奈良県民会議」は、毎年7月の「差別をなくす強調月間」の締めくくりとして、「部落差別等撤廃と人権確立を目指す奈良県民集会」を開催しています。本年は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から開催中止となりましたが、啓発冊子『全国水平社創立100周年と排除のない社会』を発行されましたので、その基調提案の内容から一部を抜粋して紹介します。

部落解放運動は、来年2022年にその前身である全国水平社の創立から100周年を迎えます。全国水平社創立の際に起草された「水平社宣言」は「日本の人権宣言」とも、世界初の「マイノリティの人権宣言」とも言われています。その宣言には「人間を尊敬することによって自らを解放せんとする者の集団運動を起こせるはむしろ必然である」という一節があります。「人間を尊敬することによって自らを解放」する、つまり差別する人をも尊敬することによって差別をなくす、と述べているのです。水平社創立以来の運動は、この理念を現実のものとするために取り組まれてきたと言っても過言ではありません。序列的な価値観ではなく、多様な人と生き方が尊重される社会では、差別を必要とする場面は減ると考えられます。このような社会を「包摂の社会」と言い、時代は今、それを求めているのです。

世界は、新型コロナウイルス感染症の大流行によって大きな岐路に立たされています。グローバル化した世界の中で、部落差別撤廃の取組は、国際的な視野から、環境や平和の課題と結びついて展開されなければなりません。水平社創立100周年を1年後に控え、私た

ちは水平社宣言の精神を現代に甦らせるとともに、国連SDGsと関連づけて、取組を展望する必要があります。

2015年9月の国連サミットで、「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されました。「Leave No One Behind(誰一人取り残さない)」をキーワードに、2030年を期限として世界共通の17の目標と169の課題項目により、貧困や飢餓、暴力の撲滅、地球環境を壊さない持続可能な経済発展、人権が守られる世界の実現を目指しています。SDGsの優れている点は個々様々に立ち現れている問題相互の関連と、取組の関連を捉え、そこに多くの人々の参加を促していることです。そして国連を舞台として、途上国が中心となり、環境、経済、人権における不公平の克服を先進国も含めた世界の課題であると決議したことに大きな意義があります。

最後に地域活動の大切さについて確認しておきます。「地球的規模で考え、足元から行動せよ」という言葉があります。現代の社会では人間関係の希薄化が多くの社会問題を引き起こしています。孤立して生活の困難を抱える高齢者や、育児の困難を抱えながら誰にも相談できずにいる子育て世代、承認要求を満たされない青年、人と交わる経験の少ない子どもたち。これらの問題の解決に地域で相互扶助的な人間関係を作ることが不可欠になっているのです。こうした状況を乗り越えるためにも、「誰一人取り残さない」社会に向かって地域でどう取り組むのかが重要になっていきます。自分の住む地域で自治と意思決定に関わり、社会参加して持続可能な方向に舵を切っていかなければなりません。

水平社創立100周年とコロナパンデミック、環境危機、SDGsをよりどころに持続可能な排除のない社会をめざしていきましょう。

## 「人権週間」が始まります

昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と決めました。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年以来、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

### 世界人権宣言とは？

20世紀は、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。そこで、昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

## 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について —差別や偏見をなくしましょう—

新型コロナウイルスに感染された方をはじめ、医療従事者やそのご家族、その方々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、SNSでの誹謗中傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

## 奈良県人権施策課相談窓口

人権相談窓口

TEL：0742-27-8726  
FAX：0742-27-8721

月曜から金曜 8：30～17：15  
(祝日・年末年始を除く)

### ◇だまって我慢していませんか？

地域社会、職場、家庭、学校など、いろいろな場所で生活する中で、「何か変だな?」「これって人権侵害?」と感じながらも、じっと我慢したり、そのままにしたりして、しんどくなることってありませんか。

「人権相談窓口」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、相談員がお話を伺いながら、少しでもほっとして、自分らしく日常生活を送ることができるようにお手伝いします。必要に応じて、問題解決に向けて他の相談機関を紹介したり、おつなぎしたりすることもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。

相談は無料

秘密厳守します

来所相談OK



てんいち先生